

暮らしの中の国民年金

サラリーマンの妻は強制加入

主な第3号被保険者の届出のパターン

事	由	届書の種類
未成年で結婚し、20歳になった	0→3号	資格取得届
結婚し、被用者年金加入者の被扶養配偶者となった	1号→3号	種別変更届
厚生年金に加入していたが退職し専業主婦になった	2号→3号	"
配偶者が転職して加入年金制度が変わった	3号→3号	種別確認届
専業主婦であったが勤めることになり厚生年金に加入した	3号→2号	種別変更届
離婚した	3号→1号	"
老齢年金を受けることになった	3号→0	資格喪失届

* 0…国民年金の被保険者の資格を有しない者
1号…第1号被保険者 2号…第2号被保険者
3号…第3号被保険者

新年金制度になつていぢまん大きく様変わりしたのは、サラリーマンの妻の年金制度への加入の仕方です。自営業者は旧制度でも国民年金には強制加入でした。新制度になつて第1号被保険者と呼び名が変わつたくらいです。厚生年金や共済年金の加入者は、国民年金にも二重に加入して第2号被保険者と呼ばれるものの、保険料の納め方は今までとまったく変わりありません。

ところが、サラリーマンの妻は、今まで任意加入であつたのが強制加入になりました。そして、強制加入でありながら保険料は納めなくてよいというわけです。年金制度というものは「加入して保険料を納めて年金をもらう」という原則からすれば、保険料を納めなくて年金がもらえるのですから、まさにサラリーマンの妻の特典といえます。

新年金制度になつていぢまん大きく様変わりしたのは、サラリーマンの妻の年金制度への加入の仕方です。自営業者は旧制度でも国民年金には強制加入でした。新制度になつて第1号被保険者と呼び名が変わつたくらいです。厚生年金や共済年金の加入者は、国民年金にも二重に加入して第2号被保険者と呼ばれるものの、保険料の納め方は今までとまったく変わりありません。

あなたは3号被保険者の届け出は済んでいますか

新しい年金制度では、20歳から60歳までのすべての人気が国民年金に加入することになります。サラリーマンの奥さんも例外ではありません。したがって、厚生年金や共済組合に加入しているご主人の収入で主に生活をしている奥さんも全員が3号被保険者として、加入の届け出をする必要があるわけです。

この届を出しても、自分で保険料を納める必要はありません。また、ご主人の給料から天引きされる保険料の額がふえるわけでもありません。ご主人の職場で加入している厚生年金や共済組合がまとめて負担するしくみになっています。

届け出用紙は役場にありますので、ご主人の勤務先で被扶養配偶者であるとの証明を受け、役場へ提出してください。



2年過ぎると時効

この届け出をしないで2年がたつと3か月ごとに順次時効になつてしまい、将来の年額が低くなつてしまいます。